

南房総市就農初期投資支援事業補助金

< 申 請 要 領 >

令和8年度

本市では、新たな就農機会を捉えて就農意欲を喚起するとともに、多様な担い手を確保・育成することを目的として、新たに販売農家を目指して就農する方「新規就農者等」が農業所得の向上を目指して導入する農業用の機械・設備等の取得費用に対し、予算の範囲内において「南房総市就農初期投資支援事業補助金」を交付します。

【申請書類の提出先・問い合わせ先】

〒299-2492

南房総市富浦町青木28番地

南房総市役所 農林水産部地域資源再生課 農業支援係

TEL：0470-33-1073

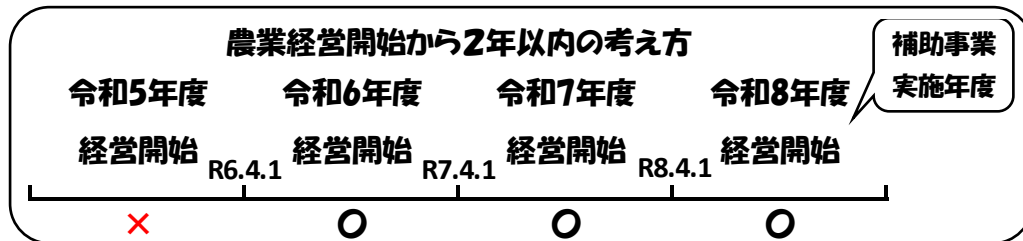
1. 対象者の要件

申請時に、次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 交付申請時に70歳以下の者
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 令和6年4月以降に農業経営※₁を開始した者（令和6年度、令和7年度の農業所得の平均が20万円を超えていない者又は農業の経営地が別に示す基準以下である者に限る。）※₂
- (4) 交付申請時に、申請者又は農地法(昭和27年法律第229号)第2条第2項に該当する世帯員等が市内に農地を5a以上所有又は貸借していること（今後、所有又は貸借が確実に見込まれる者を含む）
- (5) 令和11年度までに、年間農業所得20万円を超える農業経営に関する計画を有し、申請者名義で出荷・販売をすることが確実に見込まれる者※₃
- (6) 認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けていないこと。ただし、市長が必要と認めるものを除く。
- (7) 過去にこの補助金の交付を受けた者でないこと
- (8) 国、他の地方公共団体が実施する農業用機械、設備等の補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 市税の滞納がないこと
- (10) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。
 - ② 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に、又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
 - ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

※1 農業経営とは農産物（農産物加工品を含む）を自己名義で出荷・販売することをいいます。

また、事業実施年度の3年以上前から農業経営をしている方は申請できません。



※2 令和6年度、令和7年度の農業所得の平均が20万円を超えていても経営地の面積が次に示す基準未満の場合は補助対象者としします。

経営品目ごとの経営地面積基準	
露地野菜	15a
露地花卉	10a
果樹	10a
施設野菜又は施設花卉	6a
その他(米、麦、豆など)	30a

農業の経営地面積は、南房総市農業委員会の農地台帳により確認します。

※3 事業実施後3年間（令和11年度まで）は、実施状況報告と確定申告又は住民税申告（農業所得の申告）が必要です。

○経営開始時期、農業販売額、農業機械の確認方法（提出書類）

① 確定申告をしている方

・直近過去3年分（令和5、6、7年）の確定申告書の控え一式の写し

② 確定申告をしていない方

・直近過去3年分（令和5、6、7年）の所得証明書（市税課税台帳の確認について、同意した場合は不要）

2. 補助対象事業

新規就農者等が、就農のために必要な単価 10 万円以上の農業用の機械、設備等の取得にかかる事業を対象とします。

中古機械等の場合は、中古資産耐用年数が 2 年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による 2 年間以上の保証があるものに限る）

ただし、農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性が高いもの、家畜、果樹苗、機械等の取得に係る諸経費等は対象外です。また、他の補助制度と重複するものも対象外です。

※国や県の他の補助制度の適用を受けている事業も補助金の対象外です。

（補助対象外の例）

- ・軽トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー 等
- ・工事費、設置費、送料、手数料、修繕費、撤去費 等

3. 補助率・補助上限額

補助対象経費の 10 分の 3 以内（千円未満は切捨て） 上限 30 万円

4. 補助対象経費

補助金の交付決定を受けた日以降に事業開始（契約・発注）した申請事業に必要な経費で、令和 9 年 2 月 26 日（金）までに補助対象者による支払行為が完了するものが対象になります。

5. 事業実施期間

補助金交付決定の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

※交付決定日以前に着手した取組に係る経費は対象となりません。

6. 申請手続

下記の申請書類を作成し、南房総市役所農林水産部地域資源再生課まで郵送又は持参ください。また、必要な様式は、本市ホームページに掲載していますので、ご利用下さい。

(<https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000022005.html>)



7. 申請書類

(1) 交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第2号様式）

※添付書類

- ・住民票の写し（住民票の確認について同意した場合を除く）
- ・申請時から起算して直近過去3年分の確定申告書の写し又は所得証明書（市税課税台帳の確認について、同意した場合を除く）
- ・農地の所有、賃借状況※4が確認できる書類

※4 農地の賃借状況については、以下のいずれかの方法によること。

農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったものに限る

- ・同意書兼誓約書
- ・事業費の算出根拠となる見積書（2社以上）、カタログなど
（価格の妥当性を確認するため、2社以上の見積提出をお願いします。）

8. その他留意事項

本補助金の交付は、本申請要領のほか、「南房総市就農初期投資支援事業補助金交付要綱」に基づきます。

また、申請に伴い取得した個人情報、南房総市個人情報の保護に関する法律施行条例などの関係例規等に従い、適切に管理を行います。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
就農に際して必要となる農業用機械、設備等（単価10万円以上のものに限る。）の導入費。 ただし、軽トラック等の汎用性のあるもの、家畜、果樹苗等を除く。	補助対象経費の10分の3以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、30万円を限度とする。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

就農初期投資支援事業補助金交付申請書

年 月 日

南房総市長 宛

住所

氏名

南房総市就農初期投資支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 住民票の写し（住民票の確認について、同意した場合は不要）
- (3) 申請時から起算して直近過去 3 年分の確定申告書の写し又は所得証明書（市税課税台帳の確認について、同意した場合は不要）
- (4) 農地の所有又は賃借状況が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別添

同意書兼誓約書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者 住所

氏名

⑨

私は、南房総市就農初期投資支援事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

記

- 1 補助金の交付に必要な範囲において、私に係る住民票について、市が職権で調査を行うことに同意します。
- 2 補助金の交付に必要な範囲において、私に係る市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納付状況並びに市税課税台帳（市民税・固定資産税）について市が職権で調査を行うことに同意します。
- 3 私は、農業経営を開始してから2年を経過していません。
- 4 私は、国、その他地方公共団体が実施する農業用機械、設備等の取得に係る補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていません。
- 5 私は、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である者ではありません。また、それらと密接な関係を有していません。
- 6 誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、就農初期投資支援事業補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとし、返還請求を受けたときは、市が定めた期限までに当該請求額を支払います。

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

（令和8年度 就農初期投資支援事業）

1 申請者の概要

氏 名		
住 所	南房総市	
農業経営開始日		
過去2年の 農業所得	令和6年	令和7年
	万円	万円

2 事業実施方針

○農地の保有状況

現状		目標（3年後）	
所有地	a	所有地	a
借入地	a	借入地	a
合 計	a	合 計	a

※農家世帯の場合、世帯所有農地のうち補助対象者の経営部分について記入すること。

○経営計画

			事業実施年度 (R8)	事業実施後 1 年目 (R9)	事業実施後 2 年目 (R10)	事業実施後 3 年目 (R11)	備考 (出荷先)
農 業 収 入	(作目)	作付面積 (a)					
		売上高 (円)					
	(作目)	作付面積 (a)					
		売上高 (円)					
	(作目)	作付面積 (a)					
		売上高 (円)					
	その他	(円)					
収入計 (円) ①							
農 業 経 営 費 (円)	種苗費						
	肥料・薬剤費						
	光熱動力費						
	諸材料費						
	地代						
	出荷手数料						
	その他						
支 出 計 (円) ②							
農業所得 (円) ①－②							

※3年目の農業所得(円)について、20万円を超える計画とすること。

3 事業の内容

種 目・項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
合 計		円	円	

※ 種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械、設備等の名称を記載し、下段に仕様・型式を括弧書きで記載すること。

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	備 考
市補助金		
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	金 額 (円)	備 考
合 計		

5 事業完了予定年月 年 月

6 添付書類

- (1) 事業費の算出根拠となる農業用の機械、設備等の見積書（２社以上）、カタログ等
- (2) その他参考となる資料